

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計
コンストラクション・マネジメント業務公募型プロポーザル審査会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託の公募型プロポーザル方式での発注に際して、委託業者の選定を行うために設置する公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審査会は、別表の構成員で組織し、委員長は観光・文化スポーツ部長とする。

(会 議)

第3条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の合議により決定するものとする。
- 4 やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ指定する者にその職務を代理させることができる。

(庶 務)

第4条 審査会の庶務は、観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課で行う。

(設置期間)

第5条 審査会の設置期間は、令和8年4月1日から、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託の契約締結日までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は審査会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計

コンストラクション・マネジメント業務公募型プロポーザル審査会

	所属	職	氏名	備考
1	観光・文化スポーツ部	部長	桑代 毅彦	委員長
2	観光・文化スポーツ部 スポーツ・コンベンション センター整備課	課長	東 俊浩	
3	土木部建築課営繕室	室長	田尻 俊宏	
4	土木部建築課営繕室	設備対策監	上四元 隆	
5	公益社団法人 日本建築士会連合会	会長	古谷 誠章	